聖マリア学院小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

本校では、人権尊重の精神を基本に据え、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とて「いじめ防止基本方針」を策定した。

(定義)第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

「目指す児童像」

- 豊かな心をもち祈りを大切にする子
- 〇 よく考え、すすんで学び考える子
- 一人ひとりを大切にし力を合わせて助け合う子

「育友会との連携」

懇談等様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者と連絡を取り合うことにより、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

「いじめ対策委員会」

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、担任等※必要に応じてS.C やS.S.W 等、関係機関や専門家と連携を図る。

「関係機関との連携」

○学事振興課

- O警察(浦上警察署)
- 〇子育て支援課
- ○少年センター
- Oこども・女性・障害者支援センター
- ○法務局 O医療機関
- ○民生委員 ○学校評議員 など

〔学校におけるいじめ防止等の対策のための組織〕

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

(基本理念)

〇 「いじめられてもl仕方がないものなど一人もいない」との基本理念をとる。そのため、いじめをさせない、いじめを許さないという指導方針を徹底する。

(認識と対応)

○ いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑劣な行為である」との認識に立ち、児童の尊厳が守られるよう、すべての教職員が取り組む。 (いじめの正確な認知と早期対応)

【いじめの防止】

いじめを生まない「活力ある学校」づくりに向け、特定の教職員が問題を抱え込まず、校長を中心に一致団結した校内指導体制の確立、家庭・地域・社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる児童の意識の向上、自己指導能力、問題解決能力、道徳的実践力を身につけた児童を育成する。

- (1) 児童理解に関する校内研修の充実(校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上)
- (2) 道徳性を養う道徳教育の充実
- (3) 児童の自己肯定感、自己指導能力の育成
- (4)特別な配慮・支援を必要とする児童への支援
- (5) 保護者や地域社会、関係機関との連携強化(情報モラル教育を含む)

【いじめの早期発見】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童理解研修の効果的な運用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換 児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談(児童・保護者)等の実施 児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ 細かな把握に努める。
- (3)教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止められる教育相談体制を整備する。 また、その充実に向け、**学事振興課**と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャル ワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

(4) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめの認知】

けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景 にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、正確に認知し、早期 対応・早期解決につなげる。

- いじめの認知に関する消極姿勢や漏れがないかを十分に確認する。
- 認知件数が「O」であった場合は、丁寧に検証を行い、認知漏れがないかを確認する。
- いじめの認知に当たっては、被害・加害児童の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにする。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにする。

【いじめに対する措置】

いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。その際、いじめられている側の児童と保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解、共通実践を図る。一致協力して事案に対応することで、信頼の強化に努める。保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

【重大事態への対処】

児童の生命、心身又は財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報の上、連携して組織的に解決するように努める。

- (1) 重大事態の調査主体の明確化、事実関係の明確化
- (2) 重大事態の報告 学校→学事振興課
- (3) 対応策、役割分担の検討と対応
- (4) 調査結果の報告と提供 学校→学事振興課、学校→いじめを受けた児童・保護者

【いじめ解消の判断】

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を日安とする。
- ② いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- ※ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

【年間計画】

4月	学校基本方針の確認と共通理解(周知) 引継シート等による引継ぎ 児童に関する情報交換と共有	・児童の思いを反映させた 学級目標の作成とふり返り
5月	連休明けの児童観察・情報交換	・アンケート結果を検証し、学級・学年経営に反映
6月	授業参観(公開授業) いじめに関するアンケート・個人面談の実施 学校評議員会における情報交換・共有	・児童理解研修(定期)・個人面談(児童・保護者)の実施(必要に応じ
7月	保護者面談の実施	て)
8月	職員研修(校内・校外) いじめ防止基本方針の学校HP公開 登校日における児童観察・情報交換 家庭への働きかけ	
9月	夏休み明けの児童観察・情報交換 学校いじめ対策委員会(1)	
1 0月	児童会によるいじめ根絶の取組 学校評価アンケートの実施	
11月	いじめに関するアンケート・個人面談の実施	
12月	人権集会 保護者面談の実施	
1月	学校いじめ対策委員会(2)	
2月	学校評議員会における情報交換・共有	
3月	次年度申し送り資料作成(引継ぎシートを含む) 年間取組の検証	

【組織的な対応イメージ】

①いじめの予防

- ○校内体制の確立
- ○「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、事例研究等の 活用による教職員の対応力向上
- 〇人権意識と 生命尊重の態度育成
- ○「カトリックの教え」を要とした教育活動全体を通じて行う心の教育の充実
- ○児童会活動を通した自己指導能力の育成
- ○児童生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- ○家庭・地域社会、関係機関との連携強化



○教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



④指導・支援体制を組む

○「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む (学級担任、養護教諭、生活指導担当職員、 管理職などで役割を分担)



関係機関



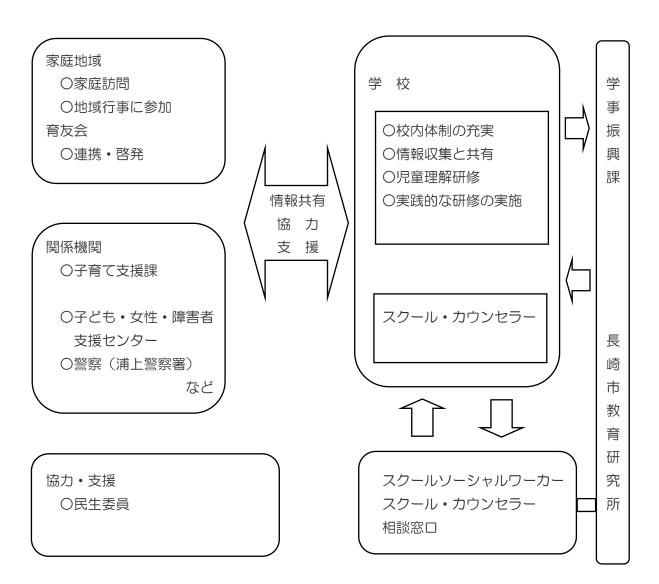
⑤A 児童への指導・支援

- 〇いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- 〇いじめた児童には、人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるともに、不満やストレがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- 〇いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- ○つながりのある教職員を中心に 即日、関係児童(加害、被害と も)の家庭訪問等を行い、事実 関係を伝えるとともに、今後の 学校との連携方法について話し 合う。
- ○随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ○常に、状況把握に努める。

【いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携】



【様々な相談機関】

相談機関		電話番号	相談機関	電話番号
長崎こども・女性・障害者 支援センター		095-844-5132	こころの電話	095-847-7867
子育て支援課		1 095-822-8573	子ども・家庭110番	095-844-1117
	「e-kao」のホームページを検索し、相談フォームへ		- 子ども人権110番	0120-007-110
長崎市教育研究所教育相談 soudan@nagasaki-city.ed.jp		0120-556-275	長崎いのちの電話	095-842-4343
		0-0-78310 9:00~21:00	ヤングテレホン	0120-78-6714